

(1) 納入金一覧

種 別	年 額 (円)	前 期		後 期		納入方法等
		金 額 (円)	納 期	金 額 (円)	納 期	
授 業 料	234,600	117,300	4月	117,300	10月	
寄 宿 料	一人部屋 9,600	月額 800	(4月の口座振替時に年額前払い)			口座振替 (4月及び10月の26日)
	複数人室 8,400	月額 700				

種 別	年 額 (円)	納入金額等				備 考	納入方法等	
		金 額 (円)		納 期				
その他の納入金	後援会入会金	10,000	10,000	4月	(入学時のみ)		口座振替 (4月及び10月の26日)	
	後 援 会 費	17,000	17,000	4月	年 額			
	学 生 会 費	6,000	6,000	4月	年 額			
	入 寮 金	1,000	1,000	入寮のとき	(4月又は入寮のとき)			
	寮 費	男子寮	66,000	月額	6,000	(留学生を除き9月分は不要)		
		女子寮	89,100	月額	8,100			
		留学生	84,000	月額	7,000			
寮 生 会 費	2,000	2,000	4月	(4月又は入寮のとき)				
給 食 費	食事材料費 1日 720 (朝 170 昼 260 夕 290) 給食に関する諸経費 1ヵ月 6,825	1ヵ月分の材料費に諸経費を加えた金額(税込)				口座振替 (毎月26日) 支払先:給食 委託業者		

※在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※今後学生寮の改修が行われ、一人部屋が設置される予定です。一人部屋に入寮する場合は、入寮する月から寄宿料は月額800円になります。

※女子寮改修に伴いリース契約にてエアコンを設置したため、平成24年度から女子寮の寮費はリース料及び電気代分(月額2,100円)増額され、月額8,100円となります。また、今後男子寮棟にエアコンが設置された場合には、設置された月から女子寮と同様に改定されます。

※留学生の部屋は月額7,000円となります。

(2) 授業料免除制度

授業料は、年度を前期（4月～9月）及び後期（10月～翌年3月）に分け、前期分は4月に、後期分は10月に納付しなければなりません。授業料の免除は授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度です。詳細については、学生課学生係に相談してください。

1. 免除対象者

本校の専攻科に在籍している者で、次の各号の一に該当する者は、授業料の免除を受けることができます。

- ①経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められた場合
- ②授業料の納付期限前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

2. 免除の申請手続

免除の申請を希望する学生に対し、説明会（学級担任、掲示、及びホームページにより通知）を実施します。（前期分については1月、後期分については7月に申請説明会を予定しています。）

申請者は、説明会時に配布する所定の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて「提出期限」に示された期間内に学生係に提出してください。

3. 免除の許可・不許可の決定

免除の許可・不許可は、選考のうえ決定し、その結果を本人及び保証人（保護者）に通知します。

免除を申請した者は、許可・不許可が決定するまで、授業料の徴収が猶予されます。

選考の結果、不許可の者は全額を、半額免除となった者はその残額を、指定する期限内に納付して下さい。納付を怠った場合は除籍となりますので、注意してください。

(3) 奨学金制度

学生に対する育英奨学事業は、日本学生支援機構、地方公共団体、公益法人、学校法人などが行っております。日本学生支援機構奨学制度は、募集時期に説明会を開催します。

また、地方公共団体、公益法人、学校法人の奨学制度につきましては、学生係へお問い合わせください。

1. 日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、人物、学業成績が優秀でありながら経済的な理由により修学が困難な学生に対し、無利子及び有利子で貸与される制度です。

(1) 奨学生の採用手続

奨学金の貸与を受けるための手続等は、次のとおりです。

- ① 奨学金の貸与を希望する学生に、貸与を受けるための手続等の説明会（学級担任及び掲示により通知）を開催します。
- ② 奨学金の貸与を希望する学生は校長（学生係）に願書を提出します。
- ③ 出願者の中から適格者（日本学生支援機構の推薦基準に合致する者）を選考し、日本学生支援機構に推薦します。
- ④ 日本学生支援機構は推薦を受けた出願者について、学業成績、家計の収入等を審査し採用を決定します。
- ⑤ 採用決定の結果を保護者へ通知します。
- ⑥ 奨学金が、毎月、奨学生の預金口座に振り込まれます。

(2) 奨学生の推薦基準

- ① 学業成績
 - ・ 1 学年 1 次採用（4 月） 出身学校の最終学年の学業成績の平均が 7.0 以上
 - ・ 2 学年 専攻科第 1 学年の学業成績の平均値が 7.0 以上詳しいことは、学生係にお問い合わせください。
- ② 家計収入
家族構成により異なりますので学生係にお問い合わせください。

(3) 奨学金の貸与月額（第一種）

入学年度	学年	自宅	自宅外
2012 ～ 2013 年度 (平成 24 ～ 25 年度)	1 ～ 2 年	30,000 円 45,000 円 のいずれか選択	30,000 円 51,000 円 のいずれか選択